

推奨フレコンに関する資料

令和2年3月2日

農林水産省
政策統括官

目 次

1	推奨フレコンに係る検討会での検討経緯	1
2	推奨フレコンに係る今後の検討方向	4
3	フレコン使用に係る実態調査	5
4-1	「推奨フレコンに係る今後の検討方向」を踏まえた対応	8
4-2	推奨フレコンの設定に係る告示改正案（農産物規格規程）	9
4-3	フレコンの設定に係る今後の検査の流れ	11
参考資料		12

1 推奨フレコンに係る検討会での検討経緯①

第1回検討会(令和元年10月15日)

【委員の発言】

- 現在、各産地によって、様々な形態や量目のものが流通しているということで、いずれ、その物流の合理化についても検討が必要。フレコンの規格というものも全国统一すると、色々な形でコストが下げられるのでないか。
- 今の流通実態なども含めて今後どうしていくかということ*を我々としても今まさに検討しているところ*。フレコンはレンタルが多いですが回収コストや、今流通しているものはどうなのか等、あらゆる整理をしていかなくてはいけない。

【座長の整理】

フレコンの規格化、これも重要な問題でございまして、具体的なスペックについての議論が必要であるという御指摘をいただきました。いろいろ調査しておられるそうですので、整理できた段階で検討を行うことがよいのではないかと委員会の今回のまとめとさせていただきます。

1 推奨フレコンに係る検討会での検討経緯②

第2回検討会(令和元年11月25日)

【委員の発言】

- 我々現場では、30kg袋の積み込み・集荷の手荷役は非常に大変な作業でドライバーがやりたがらない。
今、ものすごい勢いで1トンバッグの普及は進んでいる。このフレコンを規格化して、普及率を上げてくのは第一に賛成。
- 容量とかサイズ、それから材質等を規格化することが可能になると、物流の合理化にも相当寄与をするのではないか。今の紙袋の規格にあるように、量目、材料、形状、あるいは荷造りといったような項目を規定する必要があるのではないか。包装の事前確認は要るのではないか。
- 規格は非常に良いのですが、認証とか検査をすると、中国から来る袋をどうやって検査するのか。国内製造のものは高く、我々一般のところは使うことができません。
- フレコンに収れんさせていけば作業性・安全性というのは、特に流通関係では向上すると思うが、現状を調べた上で考えていかないと進められないと思う。緩やかなものが良いと思っている。
- フレコンは、どうしても場所をたくさんとるので、高く積みたくなる。転倒して、それが怪我につながるとか、災害につながるといことになると非常に危険なので、そのあたりも少し配慮が必要と思う。

【座長の整理】

フレコンにつきましても各団体で今調査していらっしゃるということを伺っておりますし、今日いただいた現場の実態を踏まえた貴重な御意見を基に、事務局の方でもまたさらに調査を進めていただきたいと思います。作業性、効率化、スペース、いろんな点でフレコンを進めていかなければいけないわけですが、安全性にも配慮が必要だという御意見もいただきました。いろんな形でデータを積み重ねていただいて、次回の御議論に続けていただければと思います。

1 推奨フレコンに係る検討会での検討経緯③

第3回検討会(令和元年12月23日)

【委員の発言】

- 物流の実態から、フレコン規格を収れんする方向については理解できる。一方で、現在流通しているフレコンの規格、量目はさまざまであることから、現行フレコンが流通可能となるよう緩やかな整理とすべきと思う。
- 推奨規格の収れんを行って行くことには賛成。作業の安全性も考慮したうえで、フレコンの規格を統一することによって、保管スペースの有効活用ができるのではないかと思う。
- 管理ミスの要因にもなりかねないので、フレコンの量目はきちりと決めた方が良い。新たな規格・基準を作って、フレコン規格を緩やかな形で定めると、生産者は何を守れば良いのかわからなくなる。
- フレコンはやっぱり収れんさせていくのは重要で、それを促していくような取り組みや、フレコンそのものを色変えて規格として定めてしまうのも、合理化という意味はある。
- 現場をよく知っている立場で、手荷役の労力の減少や紙袋と比較して非常に安価であり、フレコンを使うということは非常に有効。ばら流通用の容器としてスタートしていますので、最後までやっぱり運搬具としての捉え方をいただけると一番現状に即した形でよろしいかと思えます。

【座長の整理】

今日いただきました貴重な意見をもとに、また次回、事務局の方で調査などを進めて方向性を出していただければと思いますが、基本的な方向としてはこのような形で進めていくということによろしいでしょうか。(各委員了承)

- 推奨フレコンについて、今後、生産者団体、集荷・流通事業者、農業者等から意見を聞き、物流合理化につながり、経済面でも農業者に不利益が生じないように留意しつつ、国として推奨するフレコンの形状、量目、安全面等から満たすべき事項等を検討・整理する。当該案が整理できた時点で、農産物検査規格検討会で検討する。

【推奨フレコンの検討に際し、重視すべき項目（案）】

（重視すべき項目）

- 1 量目
- 2 形状
- 3 安全性（J I S規格に基づいた設計等）

（留意すべき事項）

- 1 推奨規格の設定により農業者が不利益を被らないよう、フレコン販売価格をはじめとする経済性にも留意する。
- 2 現在、我が国で製造されているフレコンは5%であるとの実態を踏まえ、海外フレコンの活用も可能とするよう留意する。
- 3 現在多様なフレコンが使用されている現状を踏まえ、推奨規格以外のフレコンの使用も排除しない等、現場が混乱しないよう留意する。

3 フレコン使用に係る実態調査①

- フレコン使用状況の実態を把握するため、全農（ホクレンを含む）、全集連、全国的な流通事業者の協力の下、各事業者が販売又は取扱いをしているフレコンの形状、価格、安全性の仕様等について調査。

【調査時期】 令和元年12月上旬

【調査対象】

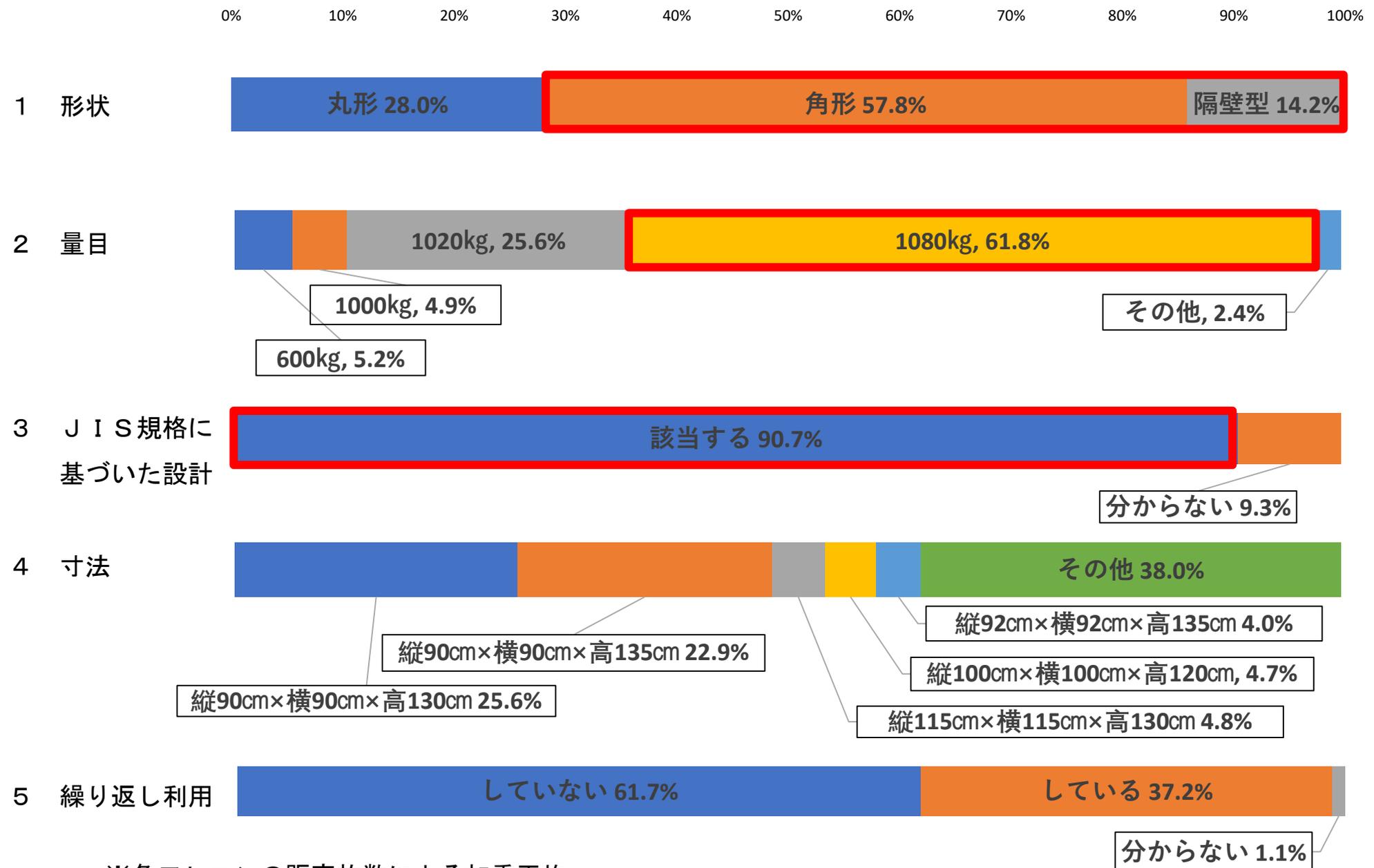
全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会の協力のもと、同会の会員組織及び全国的な流通事業者に調査を依頼

- ・ 全農系組織 : 全都道府県組織に調査依頼（45都道府県組織から回答）
- ・ 全集連系組織 : 全道県組合に調査依頼（27道県組合から回答）
- ・ 全国的な流通業者 : 2社

【調査内容】

令和元年産米におけるフレコンの使用状況

- ・ フレコンの形状（丸型、角形、角形（隔壁型等））
- ・ 量目
- ・ 寸法等（底辺、高さ、量目）
- ・ 繰り返し利用の有無
- ・ 価格
- ・ 安全性等に係る仕様（J I S規格に基づいた設計等）



※各フレコンの販売枚数による加重平均

3 フレコン使用に係る実態調査③

6 価格

① 形状別（一回利用）

・丸形	895～2,945円／枚	(平均1,794円／枚)
・角形	917～2,970円／枚	(平均1,467円／枚)
・角形（隔壁型等）	1,420～2,500円／枚	(平均2,402円／枚)

② 量目別（一回利用）

・600kg	895～2,769円／枚	(平均1,525円／枚)
・1,000kg	1,420～2,970円／枚	(平均2,642円／枚)
・1,020kg	1,310～2,170円／枚	(平均1,591円／枚)
・1,080kg	1,000～2,945円／枚	(平均1,421円／枚)

③ 繰り返し利用

・1,080kg	1,440円／枚	(平均1,440円／枚)
----------	----------	--------------

※繰り返し利用の場合は、販売価格ではなく利用料

(参考) 紙袋の価格について

第1種紙袋	59～91円／枚	(平均75円／枚)	フレコン換算	2,124～3,276円／枚	(平均2,700円／枚)
第2種紙袋	46～86円／枚	(平均69円／枚)	フレコン換算	1,656～3,096円／枚	(平均2,484円／枚)
第3種紙袋	48～90円／枚	(平均54円／枚)	フレコン換算	1,728～3,240円／枚	(平均1,944円／枚)
第4種紙袋	57～57円／枚	(平均57円／枚)	フレコン換算	3,078～3,078円／枚	(平均3,078円／枚)
その他紙袋	64～91円／枚	(平均73円／枚)	フレコン換算	2,304～3,276円／枚	(平均2,628円／枚)

※フレコン換算は、紙袋の平均価格×36袋(1,080kg)で算出

(第4種紙袋は量目が20kgのため、紙袋の平均価格×54袋(1,080kg)で換算)

※価格は全て生産者購入価格(税抜き価格)

※平均は、販売枚数による加重平均

- 推奨フレコンに関して重視すべき項目について、農産物規格検討会での議論及び生産者団体、集荷・流通事業者、農業者等から意見を踏まえ、以下の整理を行った。
- 本検討会の意見を踏まえ、農産物検査規格として、推奨フレコンを設定したい。

【推奨フレコン（案）】

- 1 充填質量： 1,080kg
- 2 形状： 方形（角底型及び隔壁形）
- 3 安全性： J I Sに規定された性能に適合

【農産物検査における取り扱い（案）】

- 1 国内・海外産に関わらず、農産物検査時に申請があれば、フレコンへの表示や製造事業者による証明書等で推奨フレコンであることを確認の上、「推奨フレコン」と検査証明書に記載。
- 2 推奨フレコンは複数回使用するものも対象。
- 3 推奨フレコン以外のフレコンについても、「その他フレコン」として、当面の間、農産物検査を可能とする。
「その他フレコン」については、検査の荷役に耐えられることを確認。
- 4 フレコンの検査試料の抽出方法は、従来と同様、1万分の1の重量を抽出して実施。

4-2 推奨フレコンの設定に係る告示改正案①(農産物規格規程)

[農産物規格規程] (平成13年農林水産省告示第244号)

<p>第一 国内産農産物</p> <p>一 玄米 (略)</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 規格 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 荷造り及び包装</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(ホ) フレキシブルコンテナ</p> <p>推奨フレキシブルコンテナ</p> <p>形状</p> <p>推奨フレキシブルコンテナの形状は、方形かつ充填量が一〇八〇キログラムのものとし、JIS Z一六五二に規定された性能に適合しているもの。</p> <p>その他フレキシブルコンテナ</p> <p>前号に掲げる推奨フレキシブルコンテナ以外のフレキシブルコンテナ</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>附</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋、ポリエチレンフィルム袋又はフレキシブルコンテナを使用していなければならない。</p> <p>定義 (略)</p> <p>三十二 (略)</p>	<p>改正後</p>
<p>第一 国内産農産物</p> <p>一 玄米 (略)</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 規格 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 荷造り及び包装</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>附</p> <p>六 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していない。</p> <p>定義 (略)</p> <p>三十二 (略)</p>	<p>改正前</p>

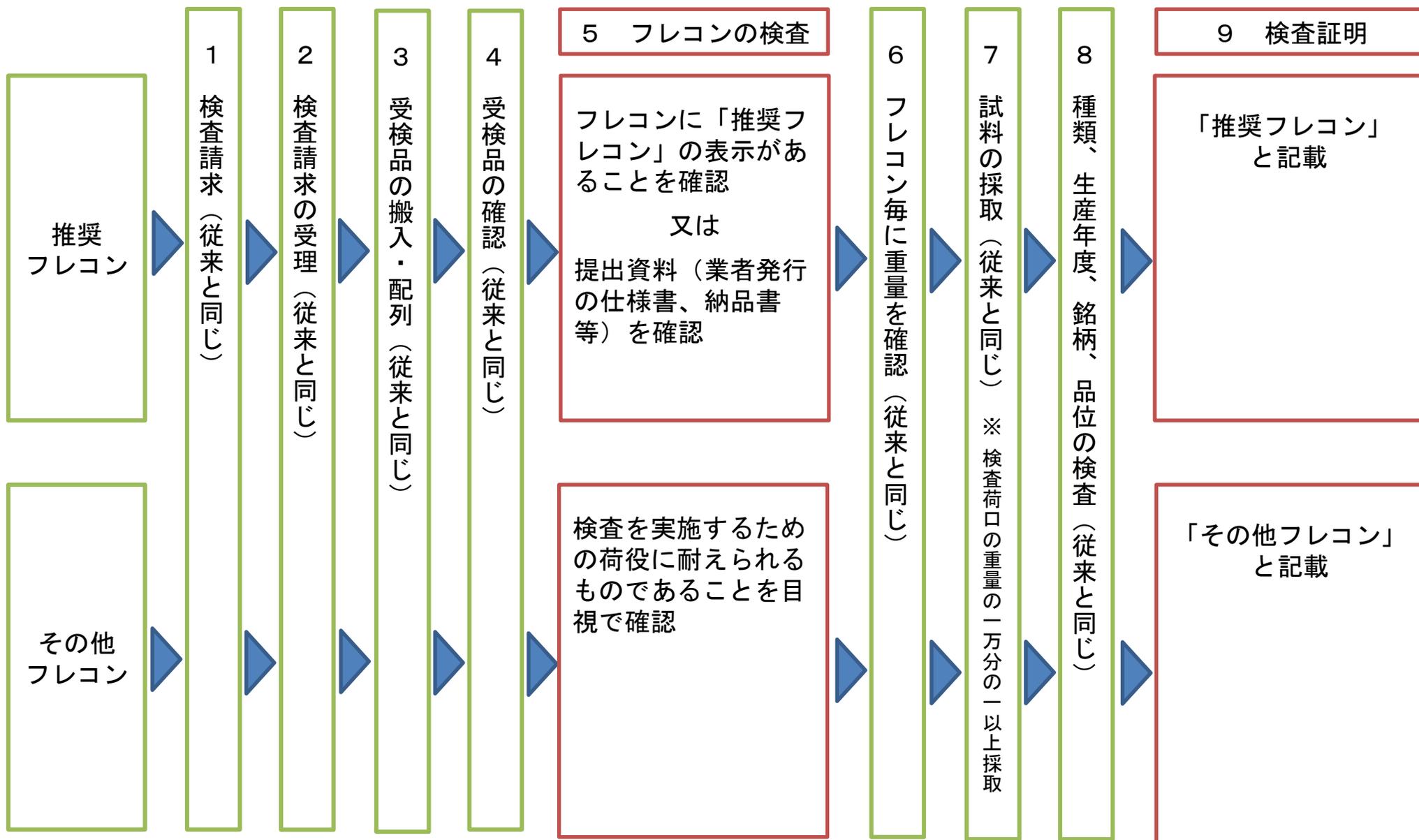
4-2 推奨フレコンの設定に係る告示改正案②(標準抽出方法)

○ フレコンに係る玄米の抽出方法は、従来同様、検査荷口の重量の1万分の1以上の量が無作為に抽出することとしたい。

【標準抽出方法（平成13年農林水産省告示第443号）】

	改正前	改正後
第一 国内産農産物の品位等検査に係る標準抽出方法 包装されている国内産農産物の標準抽出方法 農産物規格規程(平成十三年二月二十八日農林水産省告示第 二百四十四号)第一の二のロの(ホ)に規定する規格フレキシ ブルコンテナ以外に包装されている国内産農産物の標準抽出 方法は、(一)のとおりとし、農産物規格規程第一の二の(三)のロ の(ホ)に規定する規格フレキシブルコンテナにより包装されてい る国内産農産物の標準抽出方法は、(二)のとおりとする。ただし 、当該農産物を調製し、又は貯蔵する施設において、調製され 、又は貯蔵された状態から直接包装されたものについては、 (三)のとおりとすることができる。	第一 国内産農産物の品位等検査に係る標準抽出方法 包装されている国内産農産物の標準抽出方法は、(一)のとおり とする。ただし、当該農産物を調製し、又は貯蔵する施設に おいて、調製され、又は貯蔵された状態から直接包装されたも のについては、(二)のとおりとすることができる。	第二 検査荷口(農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包 装並びに品位が同一と認められる農産物の集まりであって 、検査の対象となるものをいう。第一及び第二において同 じ。)から次のア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる数 量の個体(包装されている形態の一単位をいう。以下同じ。)を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体か ら当該農産物を抽出したものを試料とすることとする。た だし、品位等検査の結果、農産物規格規程に適合しない個 体の数がア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区 分ごとの合格判定個数の欄に掲げる数量を超えた場合にお いては、当該検査荷口の全個体から試料を抽出する。 ア・イ(略)
第二 検査荷口(農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包 装並びに品位が同一と認められる農産物の集まりであって 、検査の対象となるものをいう。第一及び第二において同 じ。)から次のア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる数 量の個体(包装されている形態の一単位をいう。以下同じ。)を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体か ら当該農産物を抽出したものを試料とすることとする。た だし、品位等検査の結果、農産物規格規程(平成十三年二 月二十八日農林水産省告示第百四十四号)に適合しない 個体の数がア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる 区分ごとの合格判定個数の欄に掲げる数量を超えた場合に おいては、当該検査荷口の全個体から試料を抽出する。 ア・イ(略)	第二 検査荷口(農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包 装並びに品位が同一と認められる農産物の集まりであって 、検査の対象となるものをいう。第一及び第二において同 じ。)から次のア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる数 量の個体(包装されている形態の一単位をいう。以下同じ。)を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体か ら当該農産物を抽出したものを試料とすることとする。た だし、品位等検査の結果、農産物規格規程(平成十三年二 月二十八日農林水産省告示第百四十四号)に適合しない 個体の数がア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる 区分ごとの合格判定個数の欄に掲げる数量を超えた場合に おいては、当該検査荷口の全個体から試料を抽出する。 ア・イ(略)	第二 検査荷口(農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包 装並びに品位が同一と認められる農産物の集まりであって 、検査の対象となるものをいう。第一及び第二において同 じ。)から次のア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる数 量の個体(包装されている形態の一単位をいう。以下同じ。)を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体か ら当該農産物を抽出したものを試料とすることとする。た だし、品位等検査の結果、農産物規格規程に適合しない個 体の数がア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区 分ごとの合格判定個数の欄に掲げる数量を超えた場合にお いては、当該検査荷口の全個体から試料を抽出する。 ア・イ(略)

4-3 フレコンの設定に係る今後の検査の流れ



参考資料

参考 1－1	米に係る物流の現状について	13
参考 1－2	玄米物流の現状について	14
参考 1－3	フレコン規格を収斂させるメリットについて	17
参考 1－4	我が国で使用されるフレコンの製造国別生産数量	18
参考 2－1	農産物規格における包装容器（紙袋）に関する規程	19
参考 2－2	登録検査機関が行う紙袋の検査について（イメージ）	22
参考 3	J I S に規定された製品性能	23

(参考) 1-1 米に係る物流の現状について

- 全国的にトラックドライバー不足が深刻化する中、重量物である米の紙袋での流通は手荷役が多く発生し、特に敬遠される傾向。
- 産地から最終消費地まで主食である米を確実に届けていくため、玄米・精米物流が直面する課題の解決に向けた取組が必要。

玄米物流の課題

- ・ 紙袋での物流は、荷物の積み降ろしに手荷役が多く発生し、ドライバーが敬遠。
 - ・ フレコンは紙袋に比べて圧倒的に手荷役が少なく、積み降ろし時間が1/2から1/3に短縮されるが、普及率は4割に留まる。
- フレコン化の推進（+紙袋輸送へのパレット導入の推進）が必要。
- ・ 特に物流の繁忙期（大型連休、年末年始等）や災害時には、産地から消費地までの輸送が困難となり、国民生活に支障を来すおそれ。
- 消費地近くにも玄米を保管できる物流拠点を整備できないか。

- 推奨フレコンを農産物検査規格に設定（検討中）。
- 推奨フレコンを活用した実証事業を令和2年度より開始。

精米物流の課題

- ・ 発注から納品までのリードタイム（発注後〇日）や精米年月日から納品までのリードタイム（精米後〇日）が短い。
 - ・ 各米卸事業者が数多くの種類の商品を、個別に各店舗や各配送センターに向けて配送。
- 【多頻度・少量配送の常態化＝トラックドライバーの確保が困難】
- 共同配送の取組や納品までのリードタイムの緩和により、できるだけ商品をまとめて配送することができないか。

- 精米表示について、これまでの年月日表示に加えて、月旬（上/中/下旬）表示もできるように規則を改定（令和2年度から）
- 米卸業団体が連名で需要に対して納品リードタイム延長等を申し入れ。

- 紙袋の多くは、ドライバーの手荷役による積み下ろし。13tトラックに積載される米は、紙袋で約400袋に上るため、その積み下ろし作業には60分~90分程度かかり、ドライバーには大きな負担。一方、同じ13tの米をフレコンで運搬する場合、13本で済むため、その積み下ろし作業は30分~60分に短縮される。

○庭先集荷の様子



○紙袋の積込みの様子



(出典) 全農物流提供写真

○精米工場における荷下ろし作業時間比較 (トラック1台当たりの目安)

フレコン

30~60分

紙袋

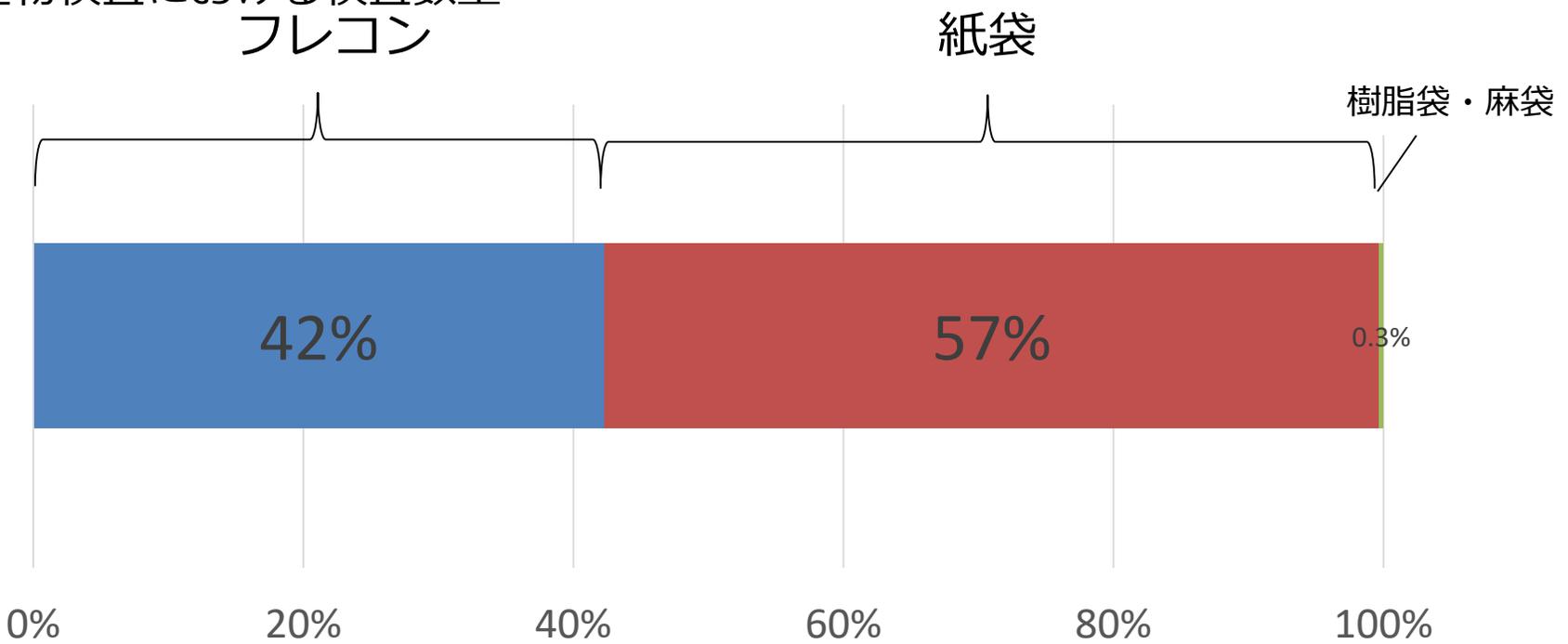
60~90分

注：事業者からの聴き取り。

(参考) 1-2 玄米物流の現状について ②

- 玄米の物流においては、農産物検査を受検した段階での荷姿（紙袋又はバラ（フレコン入りなど））のまま流通していくことが通常。
- 玄米の物流において、農産物検査を受検している玄米のうち、包装されていない状態での受検数量と紙袋に包装されている状態での受検数量を比較すると、包装されていない状態での受検数量は年々増加しているが、平成29年産では4：6に留まっている。

○農産物検査における検査数量
フレコン



注：平成29年産を対象として
農産物検査法第3条に基づく検査における水稻うち玄米を集計

(参考) 1-2 玄米物流の現状について ③

- 産地・出荷者ごとに型式や運用方法（使用回数・限度等）や規格（サイズ・量目等）が複数存在。
- 回収管理や清掃方法の統一的な決まりがない。

◎米穀（玄米）で流通しているフレコンの一例



(出典) 全農物流提供写真

(参考) 1-3 フレコン規格を収れんさせるメリットについて

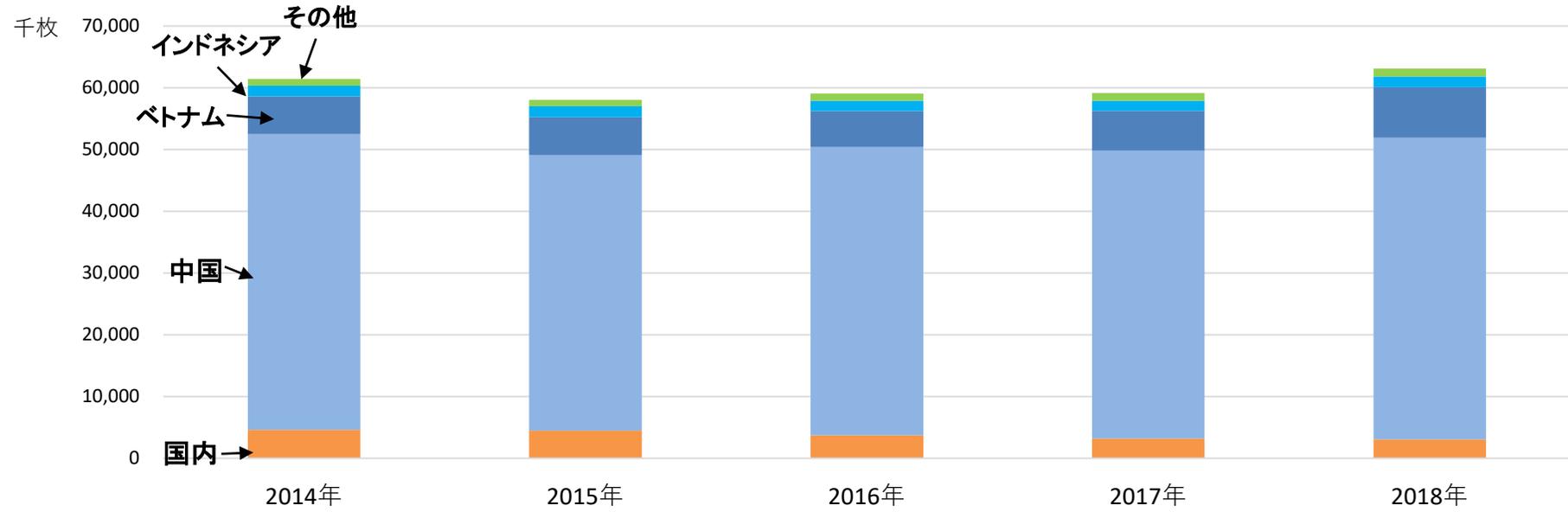
		農家	産地	輸送	卸			
パレット(紙袋)	現状	<ul style="list-style-type: none"> 農家の庭先等で、トラックへ紙袋をばら積みし出荷 	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫前の、農産物検査場所等でパレットに積み替える 農産物検査後、倉庫へ保管 	<ul style="list-style-type: none"> トラックへ紙袋をばら積み、又はパレットに積替え出庫 	<ul style="list-style-type: none"> 卸のパレットに積み替え荷下ろし 			
	レンタル	<ul style="list-style-type: none"> 現状と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 現状と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> レンタルパレットに積み替え運送 	<ul style="list-style-type: none"> レンタルパレットごと、フォークリフトで荷下ろしし、納品 張込み後、パレットを回収 			
		紙袋ばら積み	積み替え	パレット	積み替え	紙袋ばら積み等	積み替え	パレット
		紙袋ばら積み	積み替え	パレット	積み替え	レンタルパレット	レンタルパレット	レンタルパレット
		レンタルパレット	レンタルパレット	レンタルパレット	レンタルパレット	レンタルパレット	レンタルパレット	レンタルパレット
フレコン		<ul style="list-style-type: none"> 農家、又は共同乾燥施設等からフレコンで出荷 	<ul style="list-style-type: none"> フレコンで農産物検査を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> フォークリフトでフレコンをトラックに積み込み運送 	<ul style="list-style-type: none"> フォークリフトでフレコンの荷下ろし 			
		フレコン	フレコン	フレコン	フレコン			
フレコン規格を収れんさせるメリット		<ul style="list-style-type: none"> フレコンの調達コストが下がる 安全性が向上する 	<ul style="list-style-type: none"> フレコン在庫の融通ができる 保管しやすい 安全性が向上する 産地間連携がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 作業性・安全性が向上する 配送管理がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ブレンド米の調整や在庫管理が容易になる 作業性・安全性が向上する 			

(参考) 1-4 我が国で使用されるフレコンの製造国別生産数量

- 2018年に国内で生産されたフレキシブルコンテナは309万枚であり、全体の5%程度。
- 95%を占める輸入フレコンの製造国は、中国（77%）、ベトナム（13%）、インドネシア（3%）で大半を占める。

単位：千枚

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	総計
国内	4,647 (7.6%)	4,497 (7.7%)	3,754 (6.4%)	3,196 (5.4%)	3,086 (4.9%)	19,179
海外	56,795 (92.4%)	53,566 (92.3%)	55,331 (93.6%)	55,966 (94.6%)	60,012 (95.1%)	281,669
中国	47,836 (77.9%)	44,639 (76.9%)	46,655 (79.0%)	46,653 (78.9%)	48,818 (77.4%)	234,601
ベトナム	6,153 (10.0%)	6,105 (10.5%)	5,843 (9.9%)	6,423 (10.9%)	8,184 (13.0%)	32,707
インドネシア	1,710 (2.8%)	1,788 (3.1%)	1,675 (2.8%)	1,645 (2.8%)	1,738 (2.8%)	8,556
その他	1,097 (1.8%)	1,033 (1.8%)	1,158 (2.0%)	1,245 (2.1%)	1,271 (2.0%)	5,805
計	61,442 (100.0%)	58,063 (100.0%)	59,085 (100.0%)	59,161 (100.0%)	63,097 (100.0%)	300,848



出典：フレコン工業会からの提供資料に基づき、農林水産省で作成。
 注：食品分野以外に利用されているフレキシブルコンテナを含む。

(参考)2-1 農産物規格における包装容器(紙袋)に関する規定 ①

- 現行の農産物検査では、麻、樹脂、紙袋について容器包装の規格が定められている。
- 紙袋の規格は、袋の閉じ方(ひも、ミシン又は両面テープ)や量目が異なる第1種紙袋から第4種紙袋までが定められているが、その他の紙袋も使用できる。

第1 国内産農産物

2 玄米

(3) 規格

□ 荷造り及び包装

(ハ) 紙袋

第一種紙袋

材 料

原紙は、JIS P三四〇一(クラフト紙一種)MS|八四、JIS P三四〇一(クラフト紙五種一号)EK-|八三又はJIS P三四〇一(クラフト紙五種二号)EK二|八四に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド(紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のもの)とする。

形 状

縦 (センチメートル)	横 (センチメートル)	底 幅 (センチメートル)	重 さ (グラム)	表 示	仕 立 方
80 (±) 2	49 (±) 1	10 (±) 0.5	230 (±) 10	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第一種紙袋」の文字を表面に表示したもの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて三層とし、底部は、のりばりとし、袋口は、裏側に約七六センチメートルの紙ひも製バンドを当て、裏側の袋口一枚又は三枚を約三センチメートル折り返してのりばりとしたもの

荷造り

袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所で袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

第二種紙袋

材 料

原紙は、JIS P三四〇一(クラフト紙一種)MS|八四、JIS P三四〇一(クラフト紙五種一号)EK-|八三又はJIS P三四〇一(クラフト紙五種二号)EK二|八四に規定されたクラフト紙とし、縫いに用いる糸は、綿糸三〇番手一二本より若しくはビニロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さのものとする。

形 状

縦 (センチメートル)	横 (センチメートル)	底 幅 (センチメートル)	重 さ (グラム)	表 示	仕 立 方
80 (±) 2	42 (±) 1	7.5 (±) 0.5	280 (±) 10	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第二種紙袋」の文字を表面に表示したもの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部は、補強テープとクレープテープをとものにのり付けて当て、その上に当て紙をしてミシン縫い(縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。)としたもの

荷造り

袋口にも紙又はクレープ紙を当て、袋口と平行に当て糸をして縫糸二本でミシン縫いとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

(参考)2-1 農産物規格における包装容器(紙袋)に関する規定 ②

第三種紙袋

材 料

原紙は、J I S P三四〇一(クラフト紙一種)MS-八四、J I S P三四〇一(クラフト紙五種一号)EK-一八三又はJ I S P三四〇一(クラフト紙五種二号)EK二-八四に規定されたクラフト紙とし、縫い糸に用いる糸は、綿糸三〇番手-二本より、ビニロン糸二〇番手六本よりその他これらと同等以上の強度をもつものとする。

形 状

縦 (センチメートル)	横 (センチメートル)	底 幅 (センチメートル)	重 さ (グラム)	表 示	仕 立 方
80 (±) 2	42 (±) 1	7.5 (±) 0.5	295 (±) 10	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第三種紙袋」の文字を表面に表示したもの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、排出口側は端を四層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはったもの

荷造り

注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとし、縫い目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第四種紙袋

材 料

原紙は、J I S P三四〇一(クラフト紙五種一号)EK-一八三又はJ I S P三四〇一(クラフト紙五種二号)EK二-八四に規定されたクラフト伸張紙とする。

形 状

縦 (センチメートル)	横 (センチメートル)	底 幅 (センチメートル)	重 さ (グラム)	表 示	仕 立 方
68 (±) 1	36.8 (±) 0.5	7.6 (±) 0.5	120 (±) 7	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第四種紙袋」の文字を表面に表示したもの	各層とも新クラフト伸張紙を用いて二層とし、排出口側は階段切りにし、二重折りのりばりした上に引き紐付き補強紙をはり付け、注入封緘側はトップシール幅(四・五センチメートル)に階段切りにし、折り曲げの合わせ側に封緘用粘着両面テープ(四センチメートル)の片面をはり付けたもの

荷造り

注入口を揃え、内容物の高さで両側のひだを整え、両面テープ側に袋を折り、封緘用粘着テープではり付けるものとする。

その他紙袋

前各号に掲げる紙袋以外の紙袋

附

6 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員(農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十七条第二項第一号に規定する者をいう。以下同じ。)が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならない。

農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知

別紙5 国内産農産物の検査実施マニュアル【抜粋】

I 国内産農産物の検査実施手順

手順1 包装の事前確認の流れ

農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)第1の1の附の6に基づく、農林水産省政策統括官が定める、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するとして確認を行う手続は以下のとおりとする。

材料及び形状の規定がない農産物の包装

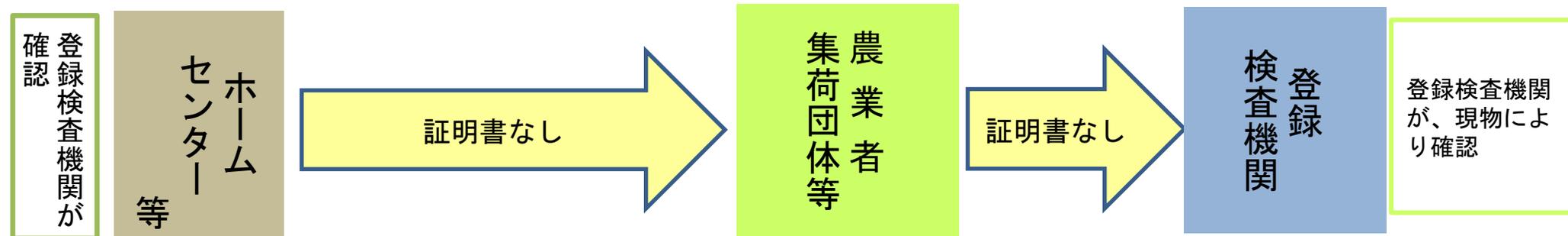
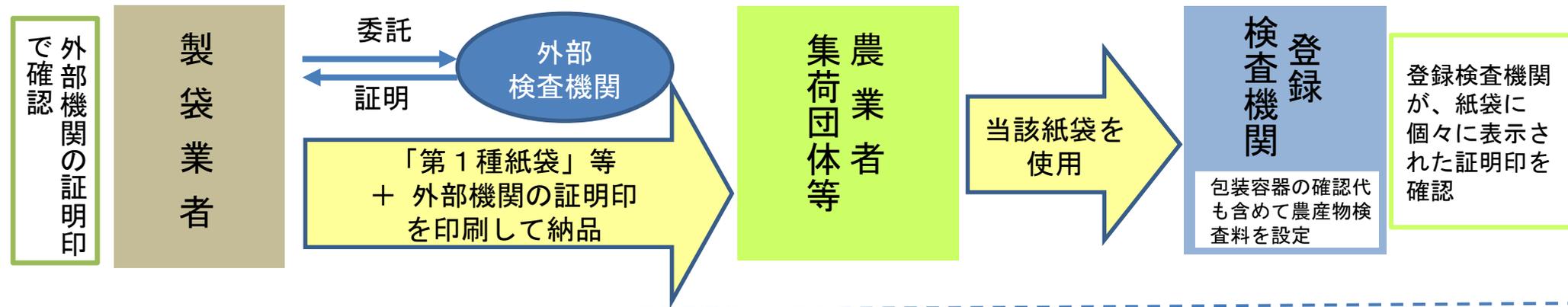
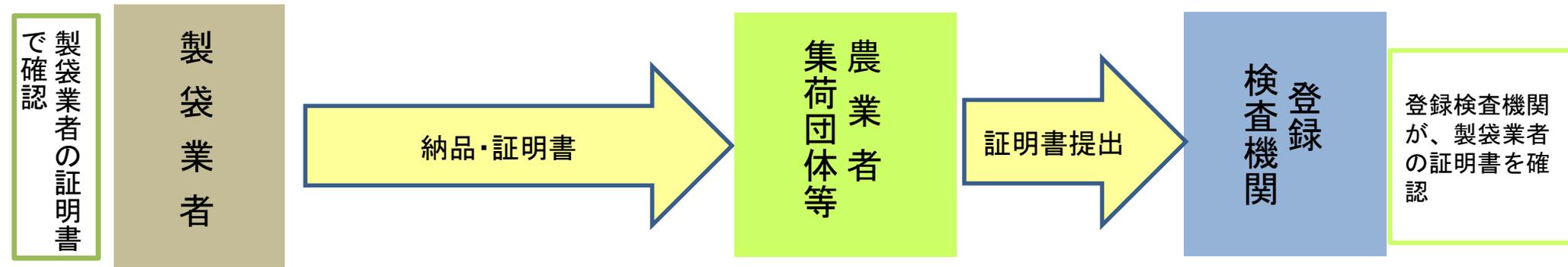
(1)材料

麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋であることについて確認する。

(2)農産物を荷造りした場合に脱漏のおそれがなく、また、検査を実施するための荷役に耐えられるものであることについて確認する。

(3)製造業者名又は販売業者名を確認する。

(参考) 2-2 登録検査機関が行う紙袋の検査について (イメージ)



(参考) 3 J I Sに規定された製品性能

製品性能	試験方法
繰返し頂部つり上げ性能	<p>内容物を充てんしたコンテナに対して、負荷(クロスシングル形は安全使用荷重の2倍、クロススタンダード形は安全使用荷重の4倍)、除荷及び休止を交互に繰り返す試験[※]を行い、内容物の漏えいやコンテナが使用に耐えられないような損傷が本体側面及び本体下面にないこと。</p> <p>※クロスシングル形は安全使用荷重2倍で30サイクル、5倍で1回。 クロススタンダード形は安全使用荷重4倍で70サイクル、6倍で1回。</p>
圧縮及び積重ね性能	<p>内容物を充てんしたコンテナに対して、既定の試験荷重(安全使用重量の4倍)を圧縮試験機又は積み上げ荷重によって負荷する試験を6時間行い、内容物の漏えいやコンテナが使用に耐えられないような損傷が本体側面及び本体下面にないこと。</p>
落下衝撃性能	<p>内容物を充てんしたコンテナを0.8メートルの高さから硬く平らな水平面へ1回、底面落下させる試験を行い、内容物の漏えいやコンテナが使用に耐えられないような損傷が本体側面及び本体下面にないこと。</p>

※ J I S規格 (JIS Z 1651) より引用